

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が不開示とした情報のうち、次の部分以外の部分については、開示すべきである。

- ① 被疑者の住居・職業・氏名・年齢
- ② 伺い及び指揮事項中 4 月 2 6 日付けの 2 番目の伺い部分及び 6 月 3 0 日付けの伺い部分
- ③ 事件の概要（別紙）中の車両の登録番号

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

本件審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、平成16年 8 月31日付けで開示請求を行った。

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を「署長事件指揮簿」（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、平成16年10月18日付け鹿交指第150号で一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成16年11月18日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が審査請求書の中で述べている審査請求の主な理由は、次のように要約される。

ア 総論

(ア) 本件公文書への情報公開請求が「本人開示請求」であることを考慮せず、形式的に非開示事項に該当するとした点において、条例第 7 条第 1 号及び第 4 号の濫用であり、情報公開制度の趣旨が無視されている。

(イ) 憲法 2 1 条から導かれる「知る権利」にも抵触すると考える。

イ 「被疑者の住居，職業，氏名及び年齢」の非開示

(ア) 条例第7条第1号の設定趣旨は「プライバシーの保護」にあると考える。

(イ) 本件公文書でいうところの被疑者は，開示請求を行った本人である。

(ウ) 本人が自分の住居等をどのように記載されているのか確認しようとしたのであるからプライバシーの保護の必要はない。

ウ 「伺い事項」の非開示

(ア) 条例第7条第4号の設定趣旨は「治安の維持」にあると考える。

(イ) いずれの事情聴取においても，逃亡，聴取妨害等々，何らの治安の維持を困難にする状態を生ぜしめた覚えはなく，「治安の維持」に抵触するのであろうか。

(ウ) 「伺い事項」を非開示にする根拠となった「治安の維持」とは，具体的に何を指すのか明言せよ。

エ 「事件の概要」の非開示

(ア) 数回の聴取を受けたが，警察の仕事に疑念が生じた。

(イ) そこでの尋問内容に「本当に私の主張を私が述べたとおりに記述しているのだろうか。」と疑念が生じ始めたので，それを知りたいと要請したのである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は，次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の性格

本件対象公文書である「署長事件指揮簿」は，犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第19条第2項の規定に基づき作成され，犯罪捜査規範施行細則（昭和46年鹿児島県警察本部訓令第14号）において，事件名，捜査主任官名，被疑者並びに被害者の住居，職業，氏名，年齢，事件の概要，処理結果，伺い及び指揮事項等を記載するように，その様式が定められている。

(2) 一部開示の理由

条例第7条の規定により，本件対象公文書の開示の適否を判断した。

その結果，次のとおり本件対象公文書に条例第7条の不開示情報が含まれていたため，当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示としたものである。

対象公文書の一部開示決定した理由は次のとおりである。

ア 条例第7条第1号（個人情報）の該当性について

(ア) 被疑者の住居，職業，氏名及び年齢は，特定の個人を識別できる情報であって，条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しないことから，当該部分を不開示とした。

(イ) 事件の概要欄に記載されている特定車両の登録番号（車両番号）は、特定の個人を識別できる情報であって、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該部分を不開示とした。

イ 条例第7条第4号（公共安全等情報）の該当性について

(ア) 伺い事項には、犯罪捜査規範施行細則第11条の規定により、捜査の着手、捜査方針、被疑者及び参考人の任意出頭、被疑者の逮捕の要否、捜索差押の要否、捜査の中止又は継続捜査の要否、事件の送致等を捜査の各段階において署長に対して指揮伺いをした内容を記載することとされており、これらを公にすることにより、捜査に関する手法、方針、関係者の有無等、捜査の内容が明らかになり、本件被疑者による関係者への捜査妨害行為や証拠隠滅が図られるなど、将来の捜査又は公訴の維持に支障を生じるおそれがある。

特に、捜査中であった本件においては、このおそれは一層強いことから、当該部分を不開示とした。

(イ) 事件の概要欄には、本事件被疑者の犯罪事実に係る情報が記載されており、これらを公にすることにより、将来の捜査又は公訴の維持に支障を生じるおそれがある。

特に、捜査中であった本件においては、犯罪の立証上、被疑者の供述や警察官の目撃状況等から事件概要を特定しており、これを公にすることは、将来の捜査又は公訴の維持に支障を生ずるおそれがあるため、当該部分を不開示とした。

ウ 本人からの開示請求について

条例の開示請求権制度は、何人に対しても請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年12月27日	諮問を受けた。
平成17年 2月24日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
3月1日	審査請求人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成18年 2月14日	諮問の審議を行った。
3月27日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
4月21日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書の内容について

本件対象公文書には、事件名、捜査主任官氏名、発生・認知年月日、被疑者の住居・職業・氏名・年齢、事件の概要（別紙）、伺いの日付、伺い及び指揮事項が記載されており、このうち不開示部分は被疑者の住居・職業・氏名・年齢、事件の概要（別紙）、伺い及び指揮事項である。

イ 個人に関する情報（条例第7条第1号）について

(ア) 同号本文該当性

同号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの」については、原則として不開示情報としている。

我が国では、いわゆるプライバシーの概念は、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものではないことから、この条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用しているところである。

本件対象公文書のうち、不開示とした被疑者の住居・職業・氏名・年齢及び事件の概要（別紙）中の車両の登録番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当するものと認められる。

(イ) 同号ただし書該当性

同号ただし書は、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当する場合であっても、開示しなければならないと規定している。

被疑者の住居・職業・氏名・年齢及び車両の登録番号は、ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

ウ 公共安全等に関する情報（条例第7条第4号）について

同号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の

執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

これは、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益を擁護するために行政に課された重要な責務であり、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報を不開示情報としたものである。

実施機関は、不開示とした事件の概要（別紙）並びに伺い及び指揮事項について、これらを公にすることにより、捜査に関する手法、方針、関係者の有無等、捜査の内容が明らかになり、本件被疑者による関係者への捜査妨害行為や証拠隠滅が図られるなど、将来の捜査又は公訴の維持に支障を生じるおそれがあると認めたわけであるが、当審査会において本件対象公文書を見分したところ、伺い及び指揮事項中4月26日付けの2番目の伺い部分及び6月30日付けの伺い部分を除いては、本件対象公文書に記載された内容は一般的に想定される捜査手法等と考えられ、また、関係者の有無が明らかとなる内容でもないことから、本件処分当時捜査中であつたとしても、本件被疑者による関係者への捜査妨害行為や証拠隠滅が図られるなど、将来の捜査又は公訴の維持に支障を生じるおそれがあるとまでは考えられず、相当の理由はなかったものと認められる。

エ その他主張について

本件審査請求人は審査請求書の中で、本人からの開示請求であることを理由に開示すべきと主張しているが、条例の開示請求権制度は、何人に対しても請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があつた場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。